

明石市社会的養育推進計画の改定について

1 計画改定の経緯

児童福祉法の理念のもと「子どもの家庭養育優先原則」を踏まえ、子どもと家庭への養育支援から里親等による代替養育までの社会的養育の推進に関する今後 10 年間の計画として、令和 2 年 3 月に「明石市社会的養育推進計画」を策定しました。

令和 4 年の改正児童福祉法を踏まえ、国から令和 7 年度以降の計画の見直しをするよう示されたことから、現行計画における課題に対応した計画に改定します。

2 現行計画の概要および実績

令和 2 年 3 月策定の現行計画の概要と、策定以降の実績については別添資料を参照（資料 8 「明石市社会的養育推進計画（現行計画）の概要と実績」）

3 計画の見直し内容

(1) 資源についての整備・評価指標の設定

例) 里親委託率、児童家庭支援センター、権利擁護体制 等

(2) PDCA サイクルの効果的な運用

記載事項を明確化し、計画の進捗を毎年度自己点検及び評価を実施

(3) 児童福祉法の改正内容をふまえた見直し

① 項目の追加 10 項目⇒11 項目（策定要領では 12 項目）

② 内容の追加 子どもの権利擁護に関する取組の拡充、家庭支援事業の整備及び拡充等

4 今後のスケジュール

時期	内容
2024 年 10 月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ※計画素案の提示
2024 年 12 月	文教厚生常任委員会 ※計画素案の報告
2025 年 1 月	パブリックコメントの実施
2025 年 2 月	社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会 ※パブリックコメント結果の報告、計画案の提示
2025 年 3 月	文教厚生常任委員会 ※計画案の報告

5 計画の改定（案）の概要

1 1 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

（計画案 P 1）

- ・「家庭養育優先原則」、「パーマネンシー保障」を踏まえ、一人ひとりにとって望ましい安心・安全の場を安定的かつ継続的に保障することを目指す計画とします。
- ・成長発達に応じた切れ目ない支援を着実に実施するための計画とします。
- ・明石市の「こどもを核としたまちづくり」、SDGsの「いつまでも すべての人にやさしいまちを みんなで」のそれぞれの理念を踏まえ、市と地域の関係機関・市民との適切な連携に資する計画とします。
- ・当事者である子どもの意見を踏まえ、計画を策定します。計画策定後も、定期的に子どもの意見を聴く機会を設け、子どもの支援に反映します。また、計画策定後も、定期的に子どもの意見を聴く機会を設け、子どもの支援に反映します。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

（計画案 P 2）

社会的養育の推進を主体的に担う明石こどもセンターの運営においては、①子どもに必ず会うこと、②子どもの意見を聴くこと、③子どもの立場に立つことを基本姿勢にしており、一時保護時や措置決定前等において、子どもたちが置かれた状況を理解できるよう、その理由を丁寧に説明する機会を設けています。また、在宅で養育支援を受ける子ども等からも意見を聴く機会を作り、子どもの最善の利益を実現していきます。

主な指標

- ・社会的養育に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数
- ・措置児童を対象とした①子どもの権利擁護に関する取組にかかる子ども本人の認知度・利用度・満足度、②子どもの権利に関する理解度、③日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明にかかる満足度

3 明石市における総合的な子ども支援（計画案 P 9）

児童福祉と母子保健機能の連携強化及び一体的運営により、妊産婦、子育て世帯及び子どもを支援する「こども家庭センター」機能を、明石こどもセンター内に持たせ、より効果的な家庭支援や親子関係再構築支援など、総合的な子ども支援を継続し、すべての子どもが家庭のぬくもりを感じながら暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

主な指標

- ・こども家庭センターとしての体制整備

- ・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況
- ・子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率

4 支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組（計画案 P15）

全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを支援するこども家庭センターの体制を整備し、母子保健部門（こども健康課）と児童福祉部門（こども支援課）との連携・協働を深め、両機能の専門性を十分に発揮することで支援体制の強化を目指します。

主な指標

- ・助産制度の利用者数
- ・特定妊婦等に対するサポートプラン作成率及び作成数

5 各年度における代替養育を必要とする子ども数等の見込み（計画案 P19）

明石市の子どものうち、さまざまな事情により家庭で暮らすことができず、乳児院、児童養護施設または里親・ファミリーホームで暮らす子ども（代替養育を必要とする子ども）数を算定します。

6 一時保護改革に向けた取組（計画案 P25）

明石市における、設備及び運営に関する基準条例を制定するとともに、国が定めた一時保護ガイドラインに沿って、子どもの状況などに最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、子どもの最善に利益が図られるよう、取り組んでいきます。

主な指標

- ・一時保護所の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の確保数
- ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講数

7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組（計画案 P31）

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底するための体制整備を進めるとともに、親子関係再構築及び特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向け取り組んでいきます。

主な指標

- ・里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間
- ・親子再統合支援事業による各種支援事業の実施件数
- ・特別養子縁組の成立件数（児童相談所及び民間あっせん団体含む）

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組（計画案 P35）

里親・ファミリーホームへ委託の推進に向けた取組みを行います。また、明石こどもセンターがフォスタリング機関として里親家庭等に対する支援を行ってききましたが、里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられ、一貫した里親等支援の実施が求められていることから、里親支援センター設置にかかる検討を進めていきます。

主な指標

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降別の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・ 里親登録数、新規里親登録数、里親委託数、委託子ども数
- ・ 里親支援センターの設置数、民間への委託数

9 社会的養育推進のための施設との連携（計画案 P43）

現在、市内には、社会的養育に係る施設として、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（県立）及び児童自立支援施設（県立）が設置されています。今後も、社会的養育を必要とする子ども一人ひとりにとって望ましい養育を確保していくため、市内の施設に加え、兵庫県、神戸市等と調整の上、市外の施設とも連携していきます。また、県内全体の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の計画を十分に踏まえて対応していきます。

主な指標

- ・ 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組（計画案 P46）

社会的養育を受ける子どもが、自分自身で将来進む道を決定し、自立していくため、心理的なケア、自立に必要な情報の提供、社会生活上の訓練などの支援を、できるだけ早い時期から行う必要があります。また、令和4年改正児童福祉法により、一度社会的養護から離れた方も対象に加えていくなど、支援を必要とする方に幅広く支援を展開させていきます。

主な指標

- ・ 計画最終年度における児童自立生活援助事業の実施箇所数（人数）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

11 明石こどもセンターの運営（児童相談所の強化等に向けた取組）（計画案 P48）

児童相談所を設置する市民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たすため、児童福祉司、児童心理司等専門性の高い職員の配置を継続するとともに、専門性の高い資格取得を促進するため、研修の受講を計画的に進めるなど職員の支援技術と

専門性の向上を図っていきます。

主な指標

- ・ 児童相談所の管轄人口
- ・ 児童福祉司等、児童心理司等の配置数
- ・ 児童相談所の第三者評価の受検回数（の有無）